

「洋上風力発電所の環境影響に係るモニタリングガイドライン」について

①活用の範囲

- 本ガイドラインはモニタリングの基本的な考え方を取りまとめたもので、画一的に義務的事項を定めたものではありません。具体的な事業の環境影響評価においては、海域に応じて個別に配慮すべき事項が存在する場合があり、モニタリングの実施にあたって、個別の海域の特性を踏まえる必要があります。
- また、本ガイドラインで記載している「モニタリング」は、環境影響評価における事後調査に位置づけられるものを整理しており、事業者が行うモニタリングの内容は準備書・評価書手続きにおいて確定していきます。既に案件形成が進んでいる事業においても、環境影響評価手続きにおいてモニタリングの内容を検討する際の参考として柔軟に活用できるものとしています。
- モニタリング等に資する科学技術が日進月歩であることを鑑み、本ガイドラインに記載した目的を達成するために必要な情報が得られる場合には、本ガイドラインに記載された手法以外に、事業者の創意工夫により最新技術を使用できます。最新技術の活用にあたっては、今後、海外の先進事例やモニタリングデータの蓄積に応じて「洋上風力発電所に係る環境影響評価手法の技術ガイド」（環境省・経済産業省，令和5年12月）の参考資料等において収録してまいります。

参照：「洋上風力発電所に係る環境影響評価技術手法に関する検討会」

https://assess.env.go.jp/4_kentou/4-1_kentou/reportdetail.html?page=4_kentou/index&kid=1061

②今後の検討

- 本ガイドラインにおけるモニタリングの考え方や活用に係る普及啓発の取組を進めてまいります。また、本ガイドラインは、モニタリングデータの蓄積と洋上風力発電所の環境影響に係る科学的知見の拡充を踏まえて、適宜見直しを行います。
- 国が行う長期的・広域的なモニタリングの内容や、モニタリングデータを活用した国による分析等については、引き続き検討を進めてまいります。